

○ 鹿児島工業高等専門学校職員レクリエーション委員会規程

第1条 本校職員の健康保持・能率増進を計るため、鹿児島工業高等専門学校職員レクリエーション委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、職員レクリエーションに関し、次の事項を審議する。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 計画及び運営に関すること。
- (3) その他レクリエーションに関すること。

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (1) 各類の教員のうちから互選された者               | 各1名 |
| (2) リベラルアーツ系の教員のうちから互選された者         | 1名  |
| (3) 事務部の各課長                        |     |
| (4) 各課及び技術室のうちから第3号に掲げる者を除き、互選された者 | 3名  |

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

第5条 委員長は委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

第6条 第3条第1号及び第2号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

第8条 委員会に関する事務は、総務課人事係及び財務係がこれを処理する。

附 則

この規程は、昭和47年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校職員レクリエーション委員会規程の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 2 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 26 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。